

## 接続料の算定に関する研究会（第19回）議事録

1. 日時 平成31年4月5日（金） 16:58～19:59

2. 場所 総務省8階 第一特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、  
関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員  
(以上、8名)

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 関田 賢太郎 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 企画グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

後藤 綾美 渉外本部 固定相互接続部 コア相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

小畑 至弘 常任理事

NGN I P o E 協議会 石田 慶樹 会長

外山 勝保 副会長

③ 総務省

秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) NGNコストドライバの見直しに関するWGの検討結果等（報告）
- (2) 平成31年度の接続料改定等に係る認可申請概要等（報告）
- (3) 県間通信用設備に関する今後の論点
- (4) 前回以降の指摘等を受けた検討
- (5) レートベースの厳正な把握等について（非公開）

【辻座長】 それでは、佐藤構成員が少々遅れられると聞いておりますけれども、それ以外の皆様お揃いだと思いますので、若干早いですが始めさせていただきたいと思います。

それでは、皆様お忙しいところご参集いただきありがとうございます。ただいまから接続料の算定に関する研究会（第19回）会合を開催したいと思います。本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料について確認をさせていただきます。事務局よりご確認をお願いしたいと思います。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日もよろしくお願いいたします。

資料につきましては、本日はメインテーブルの皆様にはタブレットをお配りしております。基本的にはそれでご覧いただくことを想定しております。中には座席表、議事次第、資料19-1から19-7、それから非公開議事にご出席される方につきましては、非公開議事の資料19-8を入れているかと思っております。あと、参考資料が1つあるかと思っております。

すみません、この研究会の場では初の試みということもございまして、構成員の皆様には、念のため紙でもお配りしております。オブザーバーの皆様には、タブレットのみということで何とぞご了承いただければと思います。操作方法はお配りしているかと思っておりますけれども、もしお困りのことがありましたら、事務局から支援に参りますので、お手を挙げていただければと思います。

以上ですけれども、何かありましたら申し付けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題でございますが、まずNGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果、平成31年度の接続料の改定等に係るNTT東日本・西日本の接続約款の変更の認可申請の概要、県間通信用設備に関する今後の論点、それぞれにつきまして事務局から説明を受け、質疑応答を行いたいと思います。その後、前回以降の指摘等を受けた検討ということで、事業者・団体からのヒアリングを行い、質疑応答や意見交換を行いたいと思います。

なお、最後のレートベースの厳正な把握等につきましては、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれなどがあると認められるため、開催要綱に基づき、ヒアリング部分は構成員、ヒアリング対象事業者及び総務省限りで議

事を進行し、自由討論部分につきましては構成員及び総務省限りで議事を行いたいと思います。また、配付資料につきましても、開催要綱に基づき、非公開とすべきものにつきましては除いて公表させていただきます。

それでは、議事を開始いたします。

最初に、NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果につきまして、ワーキンググループの主査を務めていただきました相田構成員よりご紹介いただき、その後、事務局から必要に応じて詳細を説明していただければと思います。

それでは、相田構成員、よろしくお願いたします。

【相田座長代理】 それでは、お手元の資料19-1をご覧ください。1枚めくっていただきまして、このコストドライバに関するワーキンググループは何を検討する場だったかを申し上げますと、NGNの接続料に関して中継ルータや伝送路などの機能ごとに接続料を算定するときに、最優先クラスと高優先クラスについてはSIPサーバで余分な帯域を確保しているということで、その分割高の値段が設定されているわけですが、優先クラスとベストエフォートクラスの間では、そういう余分な帯域確保がないということで、現状では同じ単価になっているということでもあります。その優先されているということとをどのようにコストに反映したらよいか検討せよということでございます。

それで、そこにございますように4回ほど会合を開催し、またその間、メール等で質問事項等をやり取りして進めていただきました。結果としては、2ページをご覧くださいければと思います。主査代理をお務めいただきました酒井先生のアイデアになるところでございますが、あるクラスのトラフィックが現在の値から増加した場合、全クラスのサービス品質、平均待ち時間ということを想定すると、それが悪化することになります。全てのクラスにおいて元の品質以上の品質を確保するために、出力のスピードを上げることによりコンペンスレート（補償）する場合に、どのクラスのトラフィックが増えたかということと、その出力帯域をどれだけ増やさなければいけないかということとの関係は、クラスによって異なると考えられます。それぞれのクラスがどれだけの設備量を必要とすると考えられるのか、その具体的な式が書いてあります。横軸が、どのクラスのトラフィックが増加したかということ、縦軸が、それを回復するためにどれだけ出力帯域を増やさなければいけないかということになるわけですが、縦方向で見たときに、その最大値を取ることでもって全てのクラスの品質を回復させることができるということで、それを計算した結果として、現在のトラフィックから計算される値として非優先クラス、クラス4を1.00として生

起した場合に、優先クラス1.17を優先クラス1.25、最優先クラス1.26という値が出たというところがございます。検討の途中では、将来的にビデオストリーミングが増えたというような別のトラフィック量を想定していたわけですが、そのときの値が「将来想定」と書いている1.00、1.18、1.23、1.28という数値。こういうふうにはトラフィックの状況が変わっても、この係数の値がそれほど大きく振れないということで、採用するに当たって妥当な値ではないかということだったわけでございます。

ただ、この数字をどの範囲に適用するかということにつきましては、結構議論が分かれておきまして、最終的に収束しなかったということで、それが3ページ目、4ページ目に書いております。まずはどの範囲に適用するかということに関して、中継ルータ、伝送路全体に適用すればよいのではないかという考え方とか、伝送路に関しては従来の上乗せ帯域というのですで考えられているので、中継ルータだけに適用するのでよいのではないかというような意見、あるいは、インタフェースに限って適用するなど、いろいろな意見があったということでございます。

それから、4ページ目は、先ほど申し上げました、余分に帯域確保しているという、これが従来QoS換算係数というふうには言っていたわけですが、それと重複して適用するかどうかというようなことについても、いくつか意見があったということでございます。これはもうワーキンググループで検討するというよりは、実際に接続料の改定の申請が出てきたときに、この場、あるいはさらには接続委員会などの場でもって、より多くの人数で検討したほうがよいのではないかということで、特に収束させなかったところがございます。

では、事務局のほうから補足があればお願いしたいと思います。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** 誠にありがとうございました。今、ほとんどご説明いただきましたので、補足することがありませんが、まずは、このワーキンググループの過程において、様々なインプットをいただきました事業者の皆様、それから、とりわけ相田先生及び酒井先生には大変感謝申し上げます。その他の方におかれましても、議論にご参加いただきまして誠にありがとうございました。

先ほど参照されました値につきましてご説明がありましたけれども、2ページ目の赤い枠で囲ってあるところに掲載されている値につきましては、これは検討途上で試算をした結果でございます。後ほどご説明いたします、認可申請の中で採用されている値とはほとんど変わりませんが、若干異なっておりますということだけ補足させていただきます。

最後、5 ページ目ですけれども、もう少し将来の課題を記載しておりまして、7 番ですけれども、今回ご用意した新係数というのは、実際のネットワークの品質管理基準を算定に用いることは困難という前提をもって検討した結果であり、仮にその前提が変わることがあれば、当然再検討の余地が生じるということを念のため追記しております。

以上でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

複雑な計算式が並んでおり、大変な計算をしていただいたと思います。相田主査、酒井先生、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等をお願いしたいと思います。まず構成員の皆様方で何かご質問はございますか。それでは、酒井構成員、お願いします。

**【酒井構成員】** 説明内容は今のとおりですけれども、きっかけはと言いますと、どうやって検討しようかというときに、相田先生からトラヒックがきれいなモデルであるとした場合には、きちんと理論的に遅延時間が出るということで、相当難しい解析をしていただきました。それをどう使うかというところで、例えばあるクラスのトラヒックがちょっと増えたときに、それをコンペントするように伝送路帯域は増やさなければいけません。増やす帯域はクラス1、クラス2、クラス3、クラス4によって全部違うので、特にクラス1はその場合、一番余計に増やさなくてはいけないという、比較的リーズナブルな考え方なので、そういうふうにしてみようじゃないかということでやってみたわけでございます。最終的に、クラス4というのはこういうサービス品質なのだという、例えば、遅延は何時間以内ならよいのだとか、クラス1の場合の遅延は少しでもあってはいけないのだとか、本当はそれが全部決まると出ると思うのですけれども、そこまでいかないでも、これでも大体のことは分かるかなという感じがいたしましたし、結果がもう少し差がつくかと思ったら、意外と穏やかな形になったので、とりあえずはよいかなと思っております。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございました。

それでは、構成員の皆様でご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

これはあくまで数式で出てきますけれども、実際の運用に当たって決めるときにはいろいろな議論ができると思います。

それでは、オブザーバーの皆様でご質問等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、またこの後、質問等の機会がございますので、またよく読んで

いただき、ご検討いただいて、その都度ご質問とかご提言をいただけたらと思います。ひとまずこの議論はこれまでにさせていただいて、次へ移らせていただきます。

それでは、次は、平成31年度の接続料の改定等に係るNTT東日本・西日本の接続約款の変更の認可申請の概要についての議題に移りたいと思います。まず事務局から説明いただき、その後、それらに関する質疑応答を行う時間を設けたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そうしましたら、資料19-2をお開きいただければと思います。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更の認可申請に関するご説明ということで、平成31年度、今年度の接続料の改定等を行うための認可申請があったということで、それを先月3月28日に情報通信行政・郵政行政審議会に総務省から諮問をさせていただきましたので、そのときの説明資料を少しリバイスして今回ご紹介いたします。

その表紙にあるように、①から④ということで接続料が大まかに4種類に分かれています。1つ目が実績原価方式ということで、メタル回線などの接続料でございます。それから、②は加入光ファイバ、③は次世代ネットワーク、NGNということで、②と③は将来原価方式を主に採用しているものです。そして④は、長期増分費用方式ということで、LRIC方式で算定する接続料の改定、これも含まれているということで、今回、この①から④、年によってはばらばらに諮問することもありますけれども、今回は一括しての諮問を行いました。

それでは、早速主な変更内容の方に移りまして、4ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。右上のページで、四角で4となっているところでございます。

まず、ドライカップの接続料の推移ということで、メタルのアクセス回線の接続料でございます。こちらにつきましては需要が減少しておりますので、通常は上がる要因が大きいものでございますけれども、今回の申請である平成31年度の接続料につきましては、平成28年度に実施した残価一括償却の影響がなくなったことなどの影響や、経営効率化などの影響がございまして、昨年度、平成30年度に比べると低減するという申請内容になっております。

それから、次のページ、加入光ファイバ接続料でございます。こちらは平成28年度から今年度、平成31年度まで一括してすでに将来原価方式で認可しているものにつきまして、毎年度、2年前に生じた収入と費用の差額を繰り入れるという乖離額調整を実施して

いるものです。平成31年度に適用される接続料に算入された差額は、あまりなかったということで、ほぼ予測どおりに推移しており、しかもその調整につきましては、今回はマイナスということで安くなる方向の調整となったということでもあります。

6ページ目以降がNGNの接続料になります。6ページ目の図は、いわゆる横串、横の単位に機能を見直したということが昨年ありましたけれども、それとその機能、これを法定機能と呼んでおります。その法定機能と実際に接続事業者、あるいはNTT東日本・西日本が仮想的に支払う接続料、これを適用接続料と呼んでおります。それが約款上は縦の単位の機能設定になっているので、その2つの種類の関係につきまして、この図で示しております。ちょっと中身は非常に細かいので、ひとまず飛ばさせていただきます。

次のページ、7ページ目はNGNの接続料ですが、これは横の単位、法定機能の接続料で見た場合の額で、大体の傾向としてはほとんどが下がっているということが見てとれるかと思えます。

8ページ目ですけれども、ここは実際に支払われる適用接続料、縦の単位の料金ということになります。ピンクのところの表を特にご覧いただければと思いますけれども、特にIGS接続（ひかり電話）の接続料ですけれども、これは利用事業者が多いものですが、これの3分当たりの料金が6.4%ないし9.3%今回は減少したということでもあります。その他も大体下がり調子で、NTT東日本・西日本以外の利用があるという意味では、優先パケット識別機能と、一番下の一般中継系ルータ、交換伝送機能（優先クラス）、こちらも下がったということでもあります。

低廉化した理由ですけれども、8ページ目の一番上の方にある、トラフィック把握の精緻化の影響というのがあるのと、コスト削減ということでもあります。今回の申請では、先ほどご紹介いたしました新しい係数を採用していて、その新しい係数の名前をQoS制御係数と呼んでいると伺っております。これを採用した影響につきましては、ここにお示しはしていませんが、それほど大きくはなかったのかなと思っております。

9ページ目はほぼご参考で、この研究会ではご紹介済みですけれども、NGNにおけるトラフィック把握の精緻化ということで、収容ルータから伝送されるトラフィックを、これまでマルチキャストする前、すなわちパケットを測定する前のトラフィックを計測していたものが、マルチキャストを取り込んだトラフィックを計測することになったということで、その結果、需要が増えているということでもあります。

11ページ目まで飛んでいただきまして、11ページ目が新しく開発した今回の新係数、

QoS制御係数を、この申請の中では実際にどのように算定したかということのご説明であります。

①の算出方法のところですが、手順1というのが、先ほどの取りまとめに加わっております。主に最優先クラスですが、こういう成分の一部も含まれますが、そのトラヒック値に、まず帯域制御係数というものを掛け算して、それをモデルの入力値とするということであり、この帯域制御係数は、昔でいうQoS換算係数でございまして、最優先であれば1.2を掛けるということになります。これは帯域を上乗せして確保していることを捉えるための係数ということです。これを捉えた上で、優先制御を反映するというので、手順2以降に移ると。手順2以降は、先ほどワーキンググループの検討結果であったとおりであります。

あと入力値については、すみません、ここに明確に書いておりませんが、本年度、平成31年度のトラヒックを予測してその値を使っているということになります。その結果、ここの薄い青の表にある値が出てきたということで、先ほどの検討結果にあった値とほとんど変わりません。

一番下の適用範囲ですが、ここも検討結果のところではいろいろ意見が分かれたところですが、結局今回の申請では、中継ルータ・伝送路全体ということになっております。

以上が、新係数の申請内容における結果になりますが、ワーキンググループの検討結果から、ここの11ページ目の内容に至るまで少しギャップがあるかと思えます。それはワーキンググループの検討が終了した後に、NTT東日本・西日本におかれまして再検討をされまして、その結果、こうしたいということで総務省に申告があったという経緯がございまして、その内容は参考資料で付けているので、もしご興味があればご覧いただければと思いますけれども、その結果、こうなっているということであり、

次のページ、12ページ目は、直近の省令改正を踏まえて接続約款の規定を改定しますということなので、飛ばさせていただきます。

14ページ目以降が、網終端装置の増設の関係で、NGNにおいてトラヒックが増えているということに対してどのように対応するかという関係の改定内容を少しご紹介したいと思います。

より具体的には16ページに飛んでいただければと思いますけれども、NTT東日本・西日本に対する行政指導ということで、これは年末にご紹介しましたけれども、NGNの、PPPoEの網終端装置につきまして、接続約款によらない増設基準に応じて接続料額を

請求している、それから、増設基準が接続条件に該当するにもかかわらず、根拠がない状態で設定されていたことなどを認めまして、行政指導させていただきました。特に増設基準の違いに応じて、接続約款によらずに異なる接続料額を請求している実態ということとの関係で、今回の接続約款の認可申請で1つ還元する内容があるということでもあります。

17ページ目は、すでにご承知のこととは思いますが、どの網終端装置のメニューが問題となったかを図示しております。このC-50とC-20、特にC-20というものの、この辺が問題となったということでもあります。

18ページ目をご覧いただければと思いますけれども、ここは新しい話ですが、年末の行政指導の結果として、2月28日にNTT東日本・西日本から報告を受けました。その中では厳粛に受け止め、対応を徹底する考えというご説明がされているとともに、真ん中のあたりの下線ですけれども、しかしながら接続事業者の方からは、この網終端装置メニューが利用できなくなった場合には、円滑な事業運営に大きな支障が生じることになるので、引き続き利用できるよう速やかに接続約款認可申請を行ってほしいという意見があったというご紹介をしております。

それも踏まえまして、20ページ目ですけれども、今回の接続約款の認可申請においては、赤い枠のところにある新たなメニューを接続約款に追加するという内容が含まれております。このピンクの部分が接続事業者、ISPが負担する部分で、今までは左の方、本則と書いてありますけれども、その中でも原則①、②とある方の②の方が原則の負担だったということで、ただ、②を負担して網終端装置を使おうと思うと、増設基準が適用されるということで、必ずしも要望どおりには増設できないということです。それに加えまして、トラヒック増加に速やかに対応するなどして、品質をより向上させたいという趣旨であれば、③、D型ということで全額負担して自由に増設できるというメニューも用意してありました。今回はこれに加えまして、赤い枠の中にあるように、ピンクの負担の部分が増設基準のしきい値に応じて可変になると。すなわち、増設基準が緩ければ、その分負担も多い。逆も然りというようなメニューを追加するという内容で、これでC-20型等が接続約款に根拠を有することになります。

一番下ですけれども、その接続約款変更案の具体的な条文の中で1つ措置をしてるのは、この新しいメニューの申込みの受付は平成32年6月末まで実施するというもので、おおよそ1年限定の申込受付としているということです。ここはやはり、経緯を踏まえるということと、NGNの今後のトラヒック増加に対する在り方との関係もあるだろうとい

うことで、こうなっているものと認識しております。

22ページ目ですが、同じく網終端装置の関係で、その他の規定の変更でありますけれども、①ということで、増設基準なしメニューから増設基準ありメニューへの移行に関する特別措置というの、今回設けられるという内容が含まれています。これは先ほどのD型の関係ですが、D型を申し込んだISPが、一定期間ではありますけれども、基準緩和後の今の増設基準、あるいはメニューへの移行を可能にするという特別措置、これは経緯があり救済措置として設けられたと承知しております。

25ページ目、⑥まで飛んでいただけますでしょうか。事前調査申込手続に係る改定ということで、これは本日の研究会でも後ほど関連する話題があるかと思っておりますけれども、接続請求手続である事前調査申込に関して規定を少し修正するという事です。それは事前調査申込に関する取扱いが、必ずしも当事者間で円滑に進んでいないという背景も踏まえたということであります。

①は、NTT東日本・西日本に申込書が到達したときに受付とするということ。それから、②は、今、1か月等の回答期限が設けられていますけれども、その期限は年末年始等を除いて計算するという事。それから③は、天災等の特別の事情がある場合は、その期限を超える場合があるということ。④は、①との関係ですけれども、申込書が到達したら受付になりますが、申込書に不備がある場合には、30日を上限として協議等を行う期間を、回答期間の計算から除外することで、回答期限を延長できるということであります。

26ページ目、27ページ目及び28ページ目はスタックテストの結果となりまして、昨年度の傾向とほぼ変わりなく、かつ結果も問題ないという結論ですので飛ばさせていただきます。

続きまして、29ページ目以降は、長期増分費用方式、LRIC方式による算定でございます。すみません、基本的に省略させていただければと思っておりますけれども、32ページ目は、これまで研究会でご議論いただいたこととの関係で少しご紹介させていただくと、(2)にLRIC検証の結果を載せてございます。これの差分が35.7%ないし38.3%あるということで、まだPSTNモデルとIPモデルの組合せへの移行には至らないという結果になっているかと思っております。

ひとまずこの資料は、ご紹介を終わらせていただきます。その他参考資料がたくさんありますけれども、これで終わりとさせていただきます。

引き続きまして、もう2種類資料をご紹介いたします。次は資料19-3であります。

こちらは、「LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因」に対する考え方ということで、2月の研究会の後に、他律的要因の関係で総務省に対して寄せられた意見と、それに対する総務省の考え方を書いているものでございます。

意見の1-1はNTT東日本・西日本からで、20%を下回った場合に、他律的要因について考慮するという順序で検証すべきというご意見であります。これにつきましては、次のページの右の真ん中あたりですが、中立性の観点からは、一方を考慮の対象とするならば、そうすべきでないとする合理的な理由がない限りは、他方についても考慮の対象とすることが妥当ということで、中立性の観点を改めて回答するなどの内容としております。

それから、意見の1-2、「他律的要因」には、個別の特異な事象を特定すべきというご意見を頂戴してございます。これにつきましては、3ページ目の最後の方にありますけれども、検証に当たって考慮する他律的要因は、客観的かつ定量的に確認できるものに限られるとしています。ただし、当該基準の設定方法や著しい乖離がある場合の補正方法等につきましては、実態を踏まえてより精緻なものとするため、検討を継続し、NTT東日本・西日本に対し必要な情報提供を求め、より詳細に精査を行うこととし、平成31年度接続料算定に向けてはこれら他律的要因の採用を見送ることとする余地があるというふうな回答をさせていただいております。これによって平成31年度につきましては、採用を見送っているということでもあります。

すみません、あとはちょっと申し訳ございませんが省略させていただきます。

続きまして、資料19-4、ひかり電話の接続料（IGS接続）に係る需要等の動向についてと題した資料をご覧くださいませでしょうか。

おめくりいただきまして、こちらの資料につきましては、今回の認可申請内容を踏まえて事務局の総務省でご用意しております。これは1ページ目にありますけれども、ひかり電話の接続料は、将来原価方式なのですけれども、今回の申請においてその算定に用いられる需要である通信時間・通信回数が減少するという予測がされております。2000年以降ずっと将来原価方式なのですけれども、将来原価方式というのは、この規則の条文に定められているように、電気通信役務が新規であり、かつ今後、相当の需要の増加が見込まれるものである場合に適用するものとされておりますので、需要が減っているというときに、将来を見据え、何か課題がないか検討する必要はないかという投げかけでございます。

需要の動向ですが、下のグラフにあるように、ひかり電話の施設数、すなわち契約数で

見れば実績は増えていますし、また平成30年、31年のところは予測ですけれども、予測も増えているということです。

次のページですけれども、他方で、通信時間と通信回線につきましては予想が違って、通信時間は、実績がすでに減っており、通信回数は、実績は増えていますけれども、予測は減るということになっております。ただ、ひかり電話の接続料と一言言っても、法定機能、横の単位の機能としてはいくつか種類があって、それらが組み合わさっています。インターネットと共通する機能なので需要が増えているものもあれば、そうではなくてひかり電話のみで使われていて、かつ通信時間や通信回数を需要とする機能もありますので、どう捉えたらよいかという論点があるかもしれません。一方で、将来を長期的に見据えると、(4)ですけれども、IP網へ移行後のメタルIP電話では、現行のSIPサーバ機能が利用されるかもしれず、そうなった場合には、SIPサーバ機能の需要が再び増加するとも考えられるのではないかと。あとコストは、今後は不明ですけれども、今の時点の予測値では概ね減少傾向となっています。ひかり電話の接続料につきましては、ひとまず課題提起させていただければよいのかなと考えております。

以上でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

ご説明いただいた資料がたくさんありますので、いろいろご質問もおありと思いますが、それでは、構成員の皆様から、まずご質問とご意見を賜りたいと思いますので、どなたかご意見がある方は、挙手をお願いしたいと思います。

**【相田座長代理】** すみません、では、資料19-4の最後でご説明いただいた(4)で、メタルIPに移行するとSIPサーバの需要が増えるかもしれないというのは確かではあるのですけれども、それは移行時に一時的に発生するものであって、その後はおそらくまた減るのだろうということで、先ほど1ページ目のところでいう、今後相当の需要の増加が見込まれるというのに、一時的な増加というのを含めてよいのか。これは結局、そのときの需要予測をどうやってやるかということも関係してくるところなので、どっちということ、私、直ちに答えられる立場ではありませんけれども、ちょっとこの(4)を根拠にして将来原価の採用を続けるというのは、あまり適切ではないのかなと思いました。以上です。

**【辻座長】** 佐藤構成員、いかがでしょうか。

**【佐藤構成員】** ひかり電話の接続料について、将来原価で算定した経緯に1回立ち戻

ってみる必要があると思います。設備投資をするけれども、需要が年々増加するような形で市場が立ち上がっていく新規サービスに関しては、初めは禁止的に高い接続料になる可能性があるので、料金を平準化するため複数年の予測需要を使って、接続料を算定するという考え方だったと思います。そういう意味では、状況に応じて将来原価の必要性を議論すべき時期ではないかと思います。基本的な考え方に立ち戻って将来原価方式導入について判断いただければと思います。

あと、LRIC検証の話のところ、いろいろ皆様から意見が出されていますが、3ページ目あたりですね、やはり他律的要因の中身がいくつかあって、それがどこまで明確になるかならないかということ議論してきました。今回、資料に合計した数字が相当額で入っていたと思うので、その数字に関しては、やはり3ページ目に出ているように、データとか計算根拠を示していただいて、中身を見ていく必要があると思います。これも情報通信行政・郵政行政審議会にまた諮られると思うので、それまでにきちっと中身の精査を総務省の方でお願いしたいと思います。

**【辻座長】** 今の最後に言われたデータ云々というのは、どの資料の3ページ目ですか。

**【佐藤構成員】** 意見集約していただいた、資料19-3に関する意見と考え方が整理されているところです。何か所かに相当額とか中身の精査の話が出ています。

**【辻座長】** 総務省、これをまとめられるときに、データ類等々は確認した上で、このような議論の結論になっているわけですか。

**【小澤料金サービス課課長補佐】** 事務局より回答、補足をさせていただきます。先ほど佐藤構成員からご指摘のございました、資料19-3の3ページ目の該当箇所は、最後の「ただし」で始まる段落のところになります。そのパラグラフの3行目のところから、「必要な情報の提供を求め、より詳細に精査を行うこととし、平成31年度接続料算定に向けてはこれら他律的要因の採用を見送ることとする余地はあるものと考えます」というところです。また、別途情郵審とおっしゃられたのは、この平成31年度接続料算定に向けた約款の変更認可に係る情郵審への諮問のことです。

本研究会でご検討いただいたLRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因については、内容のさらなる精査を図っていく必要があるという理由から、今回は見送ると整理させていただきました。ただし、LRIC検証そのものに関しては、情郵審で確認することとなりますので、それに向けて改めて該当部分の整理を行っていただければというふうに考えてございます。以上です。

【辻座長】 この他律的要因を決めるには、まだまだいろいろなデータが必要だからと  
いうことですね。

【佐藤構成員】 データと計算式をもう1回確認しておいてください。

【辻座長】 ということですので。確かにデータに基づいた議論がないとできませんの  
で、今後出てくると思いますが、その点またいろいろとご議論いただきたいと思います。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 他にございませんでしょうか。

1点、資料19-2の11ページ目にNGNコストドライバの見直しに関する新係数の  
まとめがございますね。資料19-2で、ちょっと分からないのは、この前に1回帯域制  
御係数ですか、QoSを入れるので計算しましたね。

【相田座長代理】 はい、QoS換算係数です。

【辻座長】 QoS換算係数と今回の計算とはどのような関係にあるのですか。式、考  
え方とか、別物というのは分かるのですけれども、これは何が違うのでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 その1ページ前の10ページ目に、NGNの優先  
制御及び帯域制御のイメージというのを付けさせていただいているのですけれども、優先  
パケットをNGNにおいて伝送するとき、この2つの種類の制御が行われています。優  
先制御のほうは、中継ルータ等で品質クラスに応じた優先制御を実施するというので、  
これはクラスが優先のものは優先して伝送するというものです。下の帯域制御のところは、  
主に最優先クラスにつきまして、あらかじめ帯域を確保してから伝送するというものです。  
そのときに、要求帯域に上乗せした帯域を確保して品質の確保を図るということで、別々  
の制御があるということです。この2つの制御の影響をどのように係数において捉えるこ  
とができるのかということが、1つの論点になったものと承知しています。

11ページ目なのですが、今回の申請の中では、相田先生のご提案の方法だった  
と記憶していますが、まずは帯域制御係数、これは昔、QoS換算係数と言われて  
いたものなのですが、これによって帯域制御の影響の方を加味する、考慮するというこ  
とです。それはすなわち、帯域制御というのは、主に最優先クラスについては1.2倍の帯  
域を確保するというものですから、最優先クラスのトラヒックは1.2倍あるものとみなし  
て計算すればよいのではないかと、高優先クラスも、適用されているものについては  
1.16倍のトラヒックがあるものとみなせばよいのではないかと、最優先クラ  
ス及び高優先クラスのトラヒック値に帯域制御係数を乗じた値を両クラスの入力値としま

す。

【辻座長】 分かりました。そうしたら、ほかの論点で2つの係数が出ました。以前求めました帯域換算係数と、今の係数ですね。これらをどういう扱いにするか。掛け算にするのか、最大値を取るのか議論しましたがけれども、今の説明を聞いていたら、これは違うものだから、掛け算か何か2つあるうちの2つとも考慮するというふうに分かっていたのですが、少しと議論を整理していただけますか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まず、この2種類の制御が実態として行われているのは事実なので、これは2種類ともちゃんと影響を捉えないといけないだろうということは、まず原則かなというところで、そこは多分あまり異論がなかったのかなと思います。問題は捉え方でありまして、最大値を取る、例えば帯域制御係数と、普通に純粹に計算した場合のQoS制御係数のどちらか大きい方を取るという方法でも、結果的には両方の影響を捉えられるのではないかと思われるので、それはそれで一理あって、どれを選ぶかというところは、いろいろ考え方があるのですけれども、この11ページ目の方法が唯一ではなくて、これも一理あるということかなというふうに分かっています。

【辻座長】 そこは今後、精査していかれて、掛け算をするのか、最大値をとるのか、議論されていかれるわけですね。

それからもう1点、同じページにあった中継ルータ・伝送路のみに今回のQoS制御係数を限定するというものですね。これはやはり今の考え方で、10ページ目の図ですと、中継ルータというところがメインになっていますので、他のところは考慮しないということですね。この理解でよろしいでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ここは議論のあったのは10ページ目の図でいうと、ピンクの枠で中継ルータという文字を囲っている部分です。例えば、ワーキンググループの中で出たソフトバンクのご意見は、中継ルータだけに適用すればよいのではないかというご意見でありました。中継ルータ・伝送路の全体というのは、今ここでもっと広い赤い枠で囲ってある部分になりますので、実は広いほうの赤い枠だけを切り出したというよりは、それはもともと切り出してありまして、そのもともと切り出してあった全体に適用するというのが今回の申請になります。

【辻座長】 ありがとうございます。大変よく理解できました。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。

オブザーバーの皆さん、何かご質問がございましたらお願いしたいと思いますけれども。

それでは、KDDIの関田様、どうぞ。

【KDDI】 資料19-4のところの話で、確かに将来原価を算定している中で、ひかり電話のトラヒックが減ってきていますねというのは、それは事実ではあるのかなとは思っています。ただ、NGNの今の接続料が結局どう算定されているのかと考えると、横串の法定機能というものがあって、それは中継ルータとか伝送路とか、いわゆる部品が共通にそれぞれ使われているというのがあって、一方で接続料を適用する単位としては、例えばひかり電話の接続料などいろいろあって、それは部品をそれぞれ使っているという整理になっています。

ひかり電話は確かに減っているのですけれども、例えば映像配信みたいなものは将来増えていこうという話もありますが、中継ルータとか伝送路は当然共通で使っているものになるので、どちらかの需要が減っているからこっだけ実績原価でとか、こっちは増えているからこっちは将来原価で、という切り分けはなかなかできないだろうなと思っという点だけ、ちょっとコメントを付けさせていただきます。

【辻座長】 確かにおっしゃるとおり、1つの機器を通るトラヒックが、一方は増えて一方は減っているというので、どちらをどうするかというのは確かに議論が分かれるところだと思いますが、何か事務局、お答えございますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 実はそのところは私も少し考えたのですけれども、その資料の2ページ目の(3)2行目、音声 packets 変換機能については、ひかり電話との接続のみに利用される機能、そしてSIPサーバ機能についても、主にひかり電話の発着信で利用されるという機能ということで、この2つの機能については、ほぼひかり電話のみなのですね。確かにインターネットのトラヒックは増えていて、また今後、映像配信が増えるかもしれないということで、それらと共通する設備である一般中継系ルータ交換伝送機能はおそらく、需要が増えていくというのが当然の考え方だと思うのですけれども、必ずそうかというとは必ずしもそうではなくて。ただ、どの単位で見ればよいのかというのは難しい問題だということも確かにあるので、なかなか結論がすぐには出ないのかなと思っています。

【辻座長】 よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。それでは、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 日本インターネットプロバイダー協会の小畑です。資料19-2の19ページ目について、C-20型等の遡及精算にかかわる接続

事業者の主な意見というところなのですけれども、ここに書いてあることと、その前のページに記載されている、行政指導を受けた結果どういう対応をしたのかというところとの間の関連性がちょっと理解できませんので質問したいと思います。19ページ目の真ん中のところで、主な意見として、年度をまたぎ遡及精算といった事務処理が発生するために、これまでどおりの高い金額で請求してくださいというようなところもあるようですが、そもそもこれはこういうような意見に対して個別に対応されているのか、それとも全19社に対してあまねくこれまでどおりの金額で請求をされているのかということ。もう一つは、そもそもこの遡及精算に至った経緯というのは、約款ないしは契約にない項目について、ISPに対して請求を行っていたということですので、その支払いを払い戻してもらうというのは、多分約款ないしは契約に基づいて当然行われるべきだと思うのですけれども、その権利を放棄したとか、そういうような手続をとられているのか、それとも権利上は行使しているのですけれども、具体的な精算を行ってないと、つまり、法的にやっているのか、会計的にやっているのか、また、このあたりがあまねく行われているのか、それとも個別事業者ごとに採用されているかということ。また、今後このような事態が発生したときに、同じような処理をされるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

**【辻座長】** それでは、お願いいたします。

**【NTT東日本】** NTT東日本の真下でございます。ご質問の点につきましては、一社一社の個別の話はこの場でするわけにはいかないのかなと思っておりますが、行政指導をいただきまして、それに則って一社一社と個別にお話をさせていただいた結果をそのまま書かせていただいているというところでは、それ以上の、各社にどのような対応をとったかまでは、ちょっと私どもからはお答えすることができないと申し上げるのが、今日お答えできる内容となります。

**【辻座長】** JAIPA、それでよろしいでしょうか。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** すみません、そうするとこの主な意見と書かれているのは、単に主にこういう意見があったというだけで、実際に精算をしたかどうかという点については、行政指導のとおり執り行われているということなののでしょうか。

**【NTT東日本】** ちょっと質問の趣旨が分からないのですが、この点についてご説明したら、まさに各社からこのようなことを言われたということです。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** ですから、18ページ目にはどういう対応を行ったかというのは書かれているのですけれども、その中に、実際に遡及精算を行った

かどうかというのは全く書いてないわけですね。しかも一般的にやるかどうかについても書かれてないのですけれども、19ページ目では、一部の事業者からは遡及精算はしなくてよいという意見があったと書いてあっただけで、私が知りたいのは、18ページ目に書かれているような継続請求処理をしているケースが全部なのか、それとも一部なのかというところだけでして、個別の接続事業者との間の関係については、特に聞きたいとは思っていません。

【NTT東日本】 ちょっとその部分については、今この場ではご回答できませんので、確認させてください。ご質問の趣旨が分からないところもあるので、もう少しきちんとお話を伺いたいなと思っています。ただ、実際にここに書いてあることが全てだとしか申し上げられないのです。

【日本インターネットプロバイダー協会】 繰り返しますけれども、協会として聞きたいのは、報告の概要と書いてある18ページ目の実際にどういう対応をされたかというところに、精算に対する項目がないのですね。19ページ目には継続請求を希望する意見があったと書いてあるものの、実際にどういう対応をしたかは書かれていないので、それで実際にどういう対応をしたかというのをお聞きしているのです。個社に対してどう対応したかを聞いているわけではなくて、18ページ目と同じように、今回の行政指導に対してどういう対応をされたかということについて、遡及精算ないしは継続的な請求についてどうされるかをお聞きしたいというところです。

【NTT東日本】 繰り返しになると思いますが、19ページ目のC-20の主な意見で書かれたことを意見としていただいたので、それに則って対応しています。

【KDDI】 すみません、KDDIです。多分今、質問されている内容は、右上の数字でいうと18ページ目の指導事項(1)の3ポツ目のところに、「請求停止により将来遡及適用される事態となった場合に、自社の経理処理が煩雑になるため、継続請求してもらいたい旨の要望があったことから、行政文書受領後の平成31年1月以降も請求を継続している」と書いてあるので、請求はされているのではないのかと思ったのですが、それを確認したいという質問だと思ったのですけれども、違いますかね。

【日本インターネットプロバイダー協会】 それが例外的にやられているのか、つまり意見があったので、請求されている側からそういうふうに言われたのでやりませんとおっしゃっているのか、そういう意見が多かったので全くやりませんとおっしゃっているのか、また、今後もこういうふうに多くの意見が得られれば全くやらないというルールで運用す

るのか、それとも個別対応でやるのかというのをお聞きしたいというところです。

【KDDI】 要は実際に一律に全て継続請求しているのか、個々の状況に応じて請求したりしなかったりしているのかというのを確認したいということだそうです。

【NTT東日本】 そういうことであれば、一律にやることではないと思っておりますので、各社とそれぞれ対応して、それぞれの対応をしたというのが正しい回答だと思います。

【辻座長】 J A I P A、今の回答でご理解をいただきましたか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 内容については分かりましたけれども、単に各社、結構な金額だと思いますので、遡及精算を希望しないというのは、なかなか気前のよいお客さんだと思っただけです。

【辻座長】 分かりました。ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。それでは、ソフトバンクの伊藤様、お願いします。

【ソフトバンク】 資料の19-2ですけど、これは意見募集がかかっていますので、改めてその場で意見させていただこうとは思っていますが、1点だけ、実績原価方式に基づく接続料の改定のところで、実績原価のメニュー、需要が減少していくメニューが結構多いということで、接続料金が結構上がるケースが多いものです。例えば、資料19-2の46ページ目などが顕著だと思うのですが、デジタルアクセスの64キロとか一般専用線のところで、これ、過去の接続料金の推移のところですが、特にNTT西日本は顕著ですけども、2年前に大幅に60%ほどの値上げがあつて、今年度の直近のところだと60%の値下げがあります。非常に年度年度で乱高下が激しいために、ちょっと実績原価方式なので将来の単価というのはなかなか出せないという事情はあるのですが、事業を営んでいる我々からすると、将来予見性が全く確保できていないというところで、事業の計画がなかなか立てづらいということと、お客様にもどう対応していったらよいのかというのが非常に難しいところがございます。ぜひちょっとこら辺、将来の課題になるかもしれないですが、数年間の、3年とか、将来予見性を確保したいというところと、あとその予見性を確保した上で、例えば激変緩和措置とか、そういったところの処理ができるかといったところも含めて、ちょっと今後の課題として検討していきたいなというところがございます。

【辻座長】 NTT東日本・西日本、今の意見いかがでしょうか。

【NTT東日本】 NTT東日本の徳山です。激変というキーワードをおっしゃっているので、確かに残価一括償却というのは、そう減多にはやりませんが、今回顕著に見えるところですね。なのですが、もともと需要が減ってきている中での話であり、トータルとしてどのぐらいのお支払いかというところも考えつつ、ご相談には乗りたいと思います。単価だけでいうと激しい動きですけれども、あまり取引がないものまで対応するのは、なかなか厳しいなというところがございます。以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。今のご回答でよろしいでしょうか。

【ソフトバンク】 そうですね、全体の需要は減ってきているというのは確かですけれども、ただ、絶対数で無視できる数字かというところ、必ずしもそうでないぐらいの数字、お客様を抱えているというところもございますので、なかなかお客様の次の新しい代替サービスが見えているものは、どんどん移行を促したりもしていますけれども、やはりそれなりに3年とか4年とか時間がかかるというところもございますので、そのあたりはぜひ前向きに検討していきたいなと思っています。

【NTT東日本】 基本的にそのとおりにご相談しながらやっていきたいと思っています。あまりご迷惑をかけるつもりはないので。

【辻座長】 そのほかございませんでしょうか。

では、今、議論のあった点は、また議論していただく機会もありますので、そのときにまたご意見等お聞きしたいと思いますので、次の議題の方へ移らせていただきます。

それでは、3つ目の議題ですが、県間通信用整備に関する今後の論点についてです。これに関して、事務局から説明いただき、その後、質疑応答に移りたいと思います。

それでは、お願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 資料19-5をお開きいただけますでしょうか。県間通信用設備に係る今後の論点ということで、事務局の方でご用意いたしました。

まず1ページ目、このスライドのページと、四角で囲んだページがちょっとずれていて、先ほど来若干分りにくいと思いますが、四角のページで統一して言いたいと思います。

四角のページでいう1ページ目ですけれども、本資料の目的ということで、NGNの県間通信用設備、あるいは県間伝送路と言われたりもしますが、こちらにつきましては、この研究会の二次報告書におきまして、水色の枠の中のとおりお取りまとめをいただきました。それが去年の9月頃の話です。主には水色の枠の中の下線部ですけれども、今後、県間接続料の算定方法について、総務省及び本研究会において注視を継続するとともに

に、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要があるとしております。

これは県間通信用設備が第一種指定電気通信設備ではありませんので、接続料は認可制度の対象外になっていることを踏まえ、しかしながら、県間設備というのは不可避的に経由し一体的な利用が行われるので、その接続料、接続条件等については透明性、公平性、適正性の確保が特に重要だという文脈で、このような結論を得たものであります。

今回の資料におきましては、少し議論を発展させるに当たって、少し整理してみたいということで、そのページの2番になりますが、一口に県間通信設備、あるいは県間接続料といってもいくつか種類があるのではないかとということで、大別すると3種類ぐらいあるのではないかとということで考えてみました。

まず①は、ベストエフォート通信、主にインターネットですけれども、こちらの伝送について設定される県間接続料、これをBE県間接続料ないしベストエフォート県間接続料としております。それから②は、優先パケットの通信の伝送について設定されるもの、これを優先パケット県間接続料としております。③は、今はまだ設定されていないかと思えますけれども、マイグレーションにより電話の音声呼に係る通信の伝送について設定されるものがきっと生じるでしょうから、そちらをIP音声県間接続料としております。

次の2ページ目は、今設定されている2種類であるベストエフォート県間接続料と優先パケット県間接続料につきまして、それら2種類の通信が実際にどのように流れているかというのを図示したものであります。オレンジの線が2種類の通信の流れであります。ご覧いただければ分かるように、第一種指定電気通信設備との一体的な利用が行われているということです。

3ページ目ですけれども、今、設定されている具体的な金額を、事業者の皆様はご存知かと思いますが、改めて掲載しております。こちらの金額につきましては、非指定設備約款ということで、NTT東日本・西日本から公表されております。ただし、その約款の中では、ちょっと民間の約款とは違うところがありまして、それは約款によらない接続料協定の締結は排除されていないということであります。いずれにせよ、金額は定められているということで、ここに書いてあります。

まず1つ目が、BE県間接続料でありますけれども、代表的なものは(2)の100Gb/sのポートごとに月額921万円というもので、これもこの研究会で何度も議論の対象になってきたかと思えます。最近、先月ですけれども、(3)ということで、829万円

という金額のメニューができたというふうに伺っております。これは地域限定で県間伝送路をカバーするという場合であります。こちらはIPoE接続を使うこととなりますので、この研究会でもご紹介のあったとおり、この829万円だけを利用することはできなくて、全国規模での接続が前提にはなりますけれども、部分的にこの829万円を使うことができるということかと承知しております。

2番は、優先パケット県間接続料で、1Mbまでごとに月額0.00023419円などの金額が設定されていて、これは研究会でソフトバンク及びNTT東日本・西日本の間の協議について確認したりして、その結果としてこの金額になっているということです。

あと3番で、回線管理機能というのもありまして、ここの金額が、平成15年以降一貫して定められているということでもあります。

4ページ目は今後の話ですけれども、マイグレーション後にどういう接続を電話事業者同士が行って、そのときに県間伝送路というのはどういうふうに使われるのかと書いてあります。要はここで言いたいのは、結局、第一種指定電気通信設備と県間設備との一体的な利用がそこでも行われているということ、それから、不可避的に経由するということがあります。

5ページ目以降は、これまで寄せられた意見等を再掲しております。主にオブザーバーの皆様から、第二次報告書案のときに寄せられたものを再掲しております。NTT東日本・西日本から、透明性、公平性、適正性は確保されていると、また、県間接続料、これは優先パケット県間接続料のことだと思いますけれども、この協議につきましても、ソフトバンクの検証をした上で、適正性に納得いただいて合意に至ったものと考えているというご意見でございました。

ソフトバンクからは、優先パケット県間接続料につきまして、2018年4月によく合意に至ったということでもありますけれども、この協議を通じ、個別協議での確認、あるいは時間やルールが変わることは明らかであり、すなわちコスト需要の適切な反映や協議期間の短縮のため、NGN県間設備の接続料は県内の認可の接続料と同様に、将来原価方式での算定を行うとともに、総務省においてその検証を行うことが適当であり、早急に議論を開始していただきたいというご意見があったと思っています。

あと、ベストエフォート県間接続料につきましても、ソフトバンクがおっしゃってまして、さっきの921万円等につきましては、4年以上も見直しが行われておらず、機器コスト低廉化の実態等を考慮すれば、適正性は確保されていないのではないかというご意

見をいただいております。

関連してNTT東日本・西日本からは、将来原価は否定しませんというご回答をいただいているかと思っております。

続きまして、6ページ目ですけれども、KDDIからのご意見で、こちらは第一種指定電気通信設備と同等の透明性、公平性、適正性の確保ということで、事前の規律の対象とすべきというのが主なご意見かと思えます。仮にそうでないとしても、毎年接続料を見直して、見直さないのであれば、その理由を公表するとの取組が必要だというようなご意見であるかと思えます。

続きまして、7ページ目がJAIPAからのご意見で、こちらはNGNの県間設備について、第一種指定電気通信設備に指定すべきということで規制を求める、これも事前規制を求めるという趣旨のご意見かと思えます。

一番下のほう、5番のところですけれども、ベストエフォート県間接続料につきましては、具体的な金額につきましてご意見をおっしゃっているということで、NTT東日本・西日本で同額の料金になっているということで、これは地理的条件が大きく異なるにもかかわらず、同額なのはなぜかというようなことだと思いますけれども、あと価格の低廉化等が行われていないということで、正しい原価を反映したものではないのではないかなどのご意見をいただいているかと思えます。

これらを踏まえまして、9ページ目ですけれども、今回のこれからの検討に当たってはどのような論点で進めればよいか、たたき台として考えてみました。

9ページ目の4番ですけれども、今回の検討に当たっては、事業者間においてなお意見の乖離がある状況を踏まえ、将来にわたり円滑な接続を実現し、利用者利益を確保する観点から、今後、事業者間協議において実質的な課題が生じるおそれがどの程度あるかにも着目していくことが適当ではないかと。すなわち、現に協議で課題が生じているかのみならず、おそれ、あるいは将来にわたる円滑な接続という観点を入れてはどうかという提案でございます。

その場合、次の各要素がおそれの程度を左右するのではないか。(1) 県間設備の利用の不可避性の程度、他に選択肢がどの程度あるか、あるいは全くないかというようなこと。それから、(2) これまでの協議の状況。それから、(3) 接続事業者等による要望や利用に関する状況。利用がどの程度多そうかなどということであります。

その上で、5番、6番がベストエフォート県間接続料について、この関係を踏まえて少

し最初考えてみたところ、利用の不可避性という点では、この県間接続料は、インターネット接続サービスに主に使われますが、このサービスを実現するにはPPPoE接続という選択肢もあるので、そういう観点で見ると、他の2種類の県間接続料に比べれば、相対的に不可避性が低いのではないかと。もちろんそれはPPPoE接続のいろいろな課題が解決されるということが前提ではあると思います。また、協議実態としても、必要な課題が生じたという情報は今のところないのではないかと。

他方で、このベストエフォート県間接続料につきましては、いろいろな指摘があるというのは、先ほど申し上げたとおりであります。したがって、不可避性が相対的に低くなると思われる状態であっても、現状において、指定設備と一体の利用が行われていくことも踏まえ、円滑な接続の観点から、少なくとも当面の間の十分な注視が必要と考えられるのではないかと。仮にそうだとすれば、注視の方法はどのようにあるべきかという論点を挙げております。

続きまして10ページ目が、優先パケットの県間接続料とIP音声県間接続料に関する考え方の初歩的などころでございます。

7番ですけれども、こちらは優先パケット県間接続料で、優先パケットを利用するサービスの提供のためには、この県間接続料を負担することが完全に不可避ではないかというふうに考えております。それに加えてソフトバンクからは、県内接続料と同様の将来原価方式の算定と、総務省における検証という指摘があります。こちらについて直近の状況としましては、NTT東日本・西日本からは、先ほど相田座長代理にご説明いただきましたコストドライバのワーキングの中で、県内接続料のコストドライバの見直しに合わせて優先パケット県間接続料も改めて算定しますという表明があったというふうに承知しております。まずはそういうことであれば、具体的な算定方法が提案されたときに、その内容について検証していくということが考えられるかと思いました。しかしながら、それは直近の課題であると思いますので、今後、将来にわたって優先パケット県間接続料の適正性が確保され、円滑な接続を実現するようにするためにはどのような措置が講じられるべきかという論点があるのではないかと考えました。

そして最後、8番のIP音声県間接続料につきましても、これは現状では事業者間において、POIの設置場所は東京・大阪の2か所ということが確認されていますので、その現状は変わらないということであれば、IP網への移行後の電話（音声通信）にとって、県間設備は他に選択肢のない、やはりこれも完全不可避なものになるのではないかと、か

つこちらにつきましては、多数の事業者による利用が見込まれます。電話の事業者、I G S接続の事業者の数を見てみると23ありますので、そういう意味では、協議上の実質的課題が生じることを防ぎ、円滑な接続を実現していくためには、利用の開始に先んじて何らかの制度的対応を行うことを検討する必要があるのではないかと考えた次第でございます。まずはいろいろご意見を伺えればというふうに思っております。

以上です。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。県間設備の議論につきまして、今までのいきさつを非常によくまとめていただいて、こういう課題を今後の論点として議論を進めていきたいと思っております。

それでは、ここに書かれているもの以外に何かあるのかとか、あるいはまたご質問がありましたらいただきたいと思っております。まず、構成員の皆様からお願いしたいと思っております。

**【佐藤構成員】** 一番初めのページに、公平性と適正性の確保・改善が大事だと書かれていて、これは大事なことで、だから今回、こういう形で議論が進められているのだと思います。県間伝送路に関する料金について、後のページで事業者間の交渉ごとというのが3つ書いてあって、協議の状況を見ながら判断していくという記述がありますが、一方では、協議の状況を見ると、なかなか時間がかかって結論が出ないことがあると書かれており、あるいは機器の値段がそれなりに下がっていると思うけれど、料金がなかなか下がっていないことに問題を感じますというコメントも各社から示されています。

総務省への質問になりますが、例えばそういう疑問なり問合せがあったときに、総務省として、NTT東日本・西日本に対し、どんな機器を使って、ここ5年間でどういうふうにコストが変化したのか、示して頂きたいと要望することは、今のルールの下ではできないのでしょうか。あるいは、この会議では議論を通じて、お互いの理解を深めようということなので、委員が要望したら、NTT東日本・西日本に依頼できるのかどうかということを確認したいと思っております。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** では、まず制度上の関係についてお答えしますけれども、そうしたデータの検証の要望をいただくことは全く妨げられていません。要望がありましたときに、総務省としてどこまで対応できるかというのはちょっと別途の話であり、また、データを取得するということであれば、対象となる事業者の協力というのは、現実には当然必要になるということですので、そこを強行的に行うことができるかという、必ずしもそうではないかもしれないということになるかと思っております。あとは政策上の必要

性などをちゃんと考える必要があるかもしれないという感じでございます。

1点だけ補足すると、データの検証という観点もあると思いますし、今回の資料では、将来にわたってどのような措置があるべき、あるいは場合によっては制度的対応と書かせていただいております、一過性というよりは、少し長い目でという観点を入れております。以上です。

【佐藤構成員】 NTT東日本・西日本に伺います。機器の値段が下がっているようだけど、なぜ県間伝送路の接続料が下がらないのですかという疑問に関して、コスト低下は料金に反映させていますからデータも示しますよということなのか、あるいは機器だけではなくて他のいろいろなコストがかかっているから、機器の下がっている分が反映されるわけではないなど、何らかの説明があると思いますので、ご意見聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

【辻座長】 では、NTT東日本どうぞ。

【NTT東日本】 NTT東日本の徳山です。我々としては、まず不可避かどうかというところを議論させていただいてということだと思います。その上で、コストベースにするのかしないのかということを決めた上で、オープンにする、総務省殿に根拠をお示するというのはあると思います。また、意見としてはもう少し整理して言わなければならないとは思いますが、県間設備を当社以上に保有している事業者は他にもございます。あえて申し上げませんが、そういう点も含めて、どこが不可欠性や不可避性に当てはまるのかという議論をさせていただきたい。

なので、先生へのお答えとして、データを出すか出さないかというのは、その前提があってから検討させていただきたいという感じかと思えます。

【辻座長】 では佐藤構成員。

【佐藤構成員】 不可避性があるかないかではなくて、経済学的な観点からすると、現在コストが下がっているのに料金が下がらないとすると、そこに独占性なり不可避性、あるいは代替性が低いという何らかの理由があると想定できるので、逆にNTT東日本・西日本が不可避性はないと出張するなら、それらのデータを出していただければ不可避性があるとか、独占性があるということが、コストとの見合いでわかるかと思って伺ったわけです。

【NTT東日本】 その点で申しますと、やはり先ほど申し上げたとおり、設備をたくさん保有している事業者は他にもあるので、そのコストも見た上で、妥当なのかというところ

ころだと思えます。NTT東西のコストだけ見ても分からないところもあると思えます。要するに、他事業者も含めて検証すべきと考えます。

【佐藤構成員】 長くなりそうだから、改めて書類で質問させていただきます。

【辻座長】 例えば長期増分費用方式では、これまで接続に関する機器については、それより安い機器が出た場合には、その都度、長期増分費用モデル研究会において、例のデータの見直しですね、入力値の見直しのときにもっと安いのが出ましたよというのがあるから、同じようなプロセスで議論ができますよ。

【佐藤構成員】 競争的な環境が成り立っていて、コストに見合った料金が自然に成り立つような場合は、認可は必要ないところなので、そのことの確認です。

【西村（暢）構成員】 1点質問、それから1点コメントになるかと思えます。質問は総務省のほうになんですけれども、資料の19-5、右上四角の3というところですかね、3番目の資料で、県間接続料は非指定設備約款に定められ公表されているが、同約款によらない接続協定の締結を排除されていないということなのですが、現実的に実際に約款によらない協定というものがこれまで存在したかどうかというのを、まずお伺いさせてください。

【大磯料金サービス課課長補佐】 では、ちょっと制度とも関係しますので、まず私からお答えいたします。これは認可制ではないということもあり、どのような利用がされているか、どのような契約になっているか把握しているものでは全くありません。そもそも約款に沿わないといけない義務も、電気通信事業法上おそらくないので、別に約款に沿っていなくても、おそらく現行法上は何か直ちに問題になるわけではないという状況です。

【NTT東日本】 大磯課長補佐がおっしゃられたとおりです。その数がどうだと言われると、私も把握していませんが、基本的には現行法制度で約款を定めなければいけないということではないと認識しております。

【辻座長】 実際にあるかないかをお聞きになったのでしょうか。

【西村（暢）構成員】 あるかないか、おそらくあるのでしょうかけれども、そこは認可対象ではないですし、この場合は、それ以上は突っ込まないようにしようと思っていました。

1つコメントなのですけれども、そういたしますと、結局総務省のほうがかきちんとまとめていただいた利用者視点、あるいは利用者利用の観点からということで、今回の議論が開始されているかと思えます。そうしたときに、やはり接続されなければ利用者にとって

は全く意味がない。そして、接続事業者にとっては、接続して意味のあるということになりますので、この点、接続せざるを得ないというような立場に置かれている可能性もございます。これは電気通信事業法ではございませんけれども、独占禁止法上もそういった接続せざるを得ない、あるいはとにかくサービスを、ビジネスをやっていかなければいけないときの相対する取引相手との関係で、優越されている、あるいは劣後するような契約上の立場については規制対象にもなっておりますので、その点の考え方というのも極めて重要なのかなと思っております。

それにあわせて、不可欠性といった場合、これも独占禁止法上、競争法上、エッセンシャルファシリティというような議論が欧米、もちろん日本でも数多く行われていました。そのときに、やはり誰にとっての不可欠性なのか、何をするための不可欠性なのかという観点も極めて重要ですので、この場でコメントさせていただければと思います。以上でございます。

**【辻座長】** ありがとうございます。おっしゃるような点は非常に大事な点で、今後、議論をやっていくべきだと思います。

ほかにご意見ございますか。では関口構成員、お願いします。

**【関口構成員】** 大磯さんには丁寧に分析をして文書化していただいてよくまとまって、私はこれで1つ足掛かりとしてよいと思っています。というのは、資料19-5の2枚目の図をご覧ください、昔からこの図は何回も何回も見続けてきたわけですが、NTT法の定義上、県内設備だけをNTT東日本・西日本はお持ちになっているというのが定義ですから、県間については活用業務を申請されて、保有することは妨げないし、それから、活用業務申請の結果としてNGNが実現して、全国サービスができるようになっていくという実態がありながら、指定、非指定という観点でいうと、県間は一切手つかずの非指定になっているわけですね。

先ほどNTT東日本の徳山様からもコメントございましたように、決してNTT東日本がマジョリティーを握っている分野ではないし、ましてやNTT西日本については自社比率が極端に少ないですから、他社とのNDAをベースにした契約によって完全にブラックボックスの中で契約が進んでいるという中で、NGN全体として見たときに、ここはやはり分析をしていただいて不可避だ、ここを通らないとサービスができないという県間サービスがありながら、手も足も出ていないのが現状なのですね。そこで何とかいろんな足掛かりだけでもつけたいというリクエストを出して、その議論の足掛かりとしてここまでの

文書をお出しいただいたのですね。

ですから、今回何か具体的な提案があって、こうしたいという提案は一切ないです。何かあったらどうするかですが、少なくとも県間について何らかの規律を議論の場に持ち込みたいという趣旨で、将来ここが1つのきっかけになってくれればよいと思って、大磯さんにはご尽力いただいたという内容であり、今回はそのレベルでとどまってよいと思っていますのですが、一応NTT法という制約の中での第一種指定電気通信設備制度がありながらも、NGNという県間を物理的にまたがざるを得ないサービスを実際にされているという中で、もう少し現行法のもとでも、そういったところに焦点を当てて、より適切なサービスを適切な価格で提供できるような仕組みをみんなで工夫できないかという思いが、この文書になったと思っています。

**【辻座長】** ありがとうございます。同感でございます。

それでは、特段何かご意見、事務局ございませんね。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** ありません。

**【辻座長】** では、ほかにごございませんでしょうか。それでは、高橋構成員、お願いします。

**【高橋構成員】** 資料19-5の四角で9ページ、この4番以降のところ、これは質問とかではなくてコメントとかお願いということなのですけれども、4番のところにあって、先ほども西村（暢史）構成員のほうからもお話がありましたけれども、利用者利益を確保するという観点から、きちんと事業者間、あとJAIPAも含めて、コミュニケーションをよくとっていただきたい。何回か研究会の議論を見ていると、ここでそんなやりとりしないでよと私なんかは正直に思うような場面があるので、開示できるところは開示をお互いして、コミュニケーションを当事者間でうまくとっていただいて、元号も変わりますし、平和的にやはりやっていただきたいというのが思うところです。ちょっと基本的なところで全然コミュニケーションとれてないような感じが、私は第三者的には見えてしまうので、そこのところは重要な問題ですので、よろしく願いいたします。

**【辻座長】** ありがとうございます。ほかにごございませんでしょうか。

では、オブザーバーの皆様方、ご意見、コメントございましたらお願いしたいと思いますのですが。それでは、KDDI。

**【KDDI】** 資料の中身の確認とか解釈の確認だけなのですけれども、ページでいくと1ページ目で、第二次報告書の中で、経過のところについて、この青い枠の中の2段

落目ですかね、透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日本・西日本では非指定約款に規定してこれを公表し、接続事業者に同時に適用することとしており、これが実行されるのであれば確保されることになるかと認められるといったところが第二次報告書でまとめられていた内容だと思っています。

3ページ目のところで、先ほども少しやりとりがあつて、確かに制度的には非指定約款は別に認可約款ではないので、個別の協定を結ぶということは排除されていないという点は、それはそれで事実としては理解していて、仮に先ほどのところでいくと、接続事業者に全て同じ条件で適用できれば、透明性及び適正性は確保できるという点については、では個別に適用している事業者がいるのだとすると、そこは確保されないというふうに読めばいいんですか。

**【辻座長】** それでは、事務局お願いします。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** はい、基本的にそのとおりの意味であります。ここはおっしゃった第二次報告書の引用している部分の2段落目、透明性及び接続事業者間の公平性ですね。接続料の議論では、よく透明性、公平性及び適正性と言われますけれども、そのうちの透明性及び接続事業者間の公平性については、このように考えられるとしていますということです。その上で、非指定設備約款に規定して、これを公表して同等に適用するというのが実行されるのであればということで、どこまで同等に適用されていくかというのは確認をしていないので、このような書き方をしたということでありまして。もしそこが論点ということであれば、別にそこはオープンだと思っています。

**【辻座長】** それでは、今後の議論の論点でありますので、この議題につきましては、先ほどいただきましたご意見を念頭に置きながら検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、前回以降の指導等を受けた検討について議論したいと思います。まず、NGNの関係について、前回以降、構成員からJAIPA及びNTT東日本・西日本に質問がありましたので、それに対する回答について、まずJAIPAからご説明いただき、さらにその後、NTT西日本・東日本より説明をいただきたいと思っております。

それでは、それぞれご説明を10分程度でお願いしたいと思います。それでは、JAIPA、お願いいたします。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** JAIPAの小畑です。まず、ご質問あり

がとうございます。今回は総務省研究会の構成員からのご質問ということで、報告要請を受けたというふうに解釈しておりまして、説明をさせていただきたいと思っております。

我々としては、先ほどちょっと風通しが悪いというふうに言われましたけれども、接続制度の性質上、情報開示とオープンな議論というのをもちろん望んでいるところでありまして、それに対するさまざまな障害というのを何とか払拭できたらというふうに考えております。

まず4ページ目ですけれども、今回、エンドツーエンド（E2E）料金設定というのを協議させていただきたいと思っている次第ですけれども、4ページ目につきましては再掲ですので、説明は省略させていただきます。

次に5ページ目で現状ですけれども、ちょっとまとめてみました。まず、今回の件につきましては、このE2E料金設定の協議に関しまして、ISPよりJAIPAに対して委任が行われている状況で、今現状では、明示的に委任は行われているものの、NTT東日本はこれを認めていないという状況です。我々の理解は、NTT東日本の理解と180度違うところですが、一般的に2者間の委任というのは任意で行われるものでございまして、両者の公印付き契約書面というような特定の形態を持つというのは、必ずしも一般的ではないというふうに考えております。それをさらに委任、受任、両者に求めるというのは聞いたことがありませんので、こういうようなことが行われるということは心外だと思っております。

次に、これは基本的には対称契約になると思っておりますけれども、両者の情報に関する義務というのは、お互いにかかるものと思っておりますけれども、我々の理解では、NTT東日本がこの接続業務に当たってNDAがかかっている状況だと思っておりますが、業務委託関係までをISP側で確認している状況にはありません。こういうような形で、NTT東日本によって安易に受付拒否ですとか手続拒否をされるということは、公正・透明・適正であるべき接続制度に反しているというように考えております。

簡単に申し上げますと、こちらに今回の研究会にも皆さんたくさんの構成員の方が来ていらっしゃると思いますが、例えば弊協会から構成員限りという資料を出したりするときに、委任状の公開を求めたりというようなこともしておりませんし、ましてやそれを受任したという公印付きの書面というのも公開を求めておりませんので、一般的に行われているというのは、今申し上げたように、委任、受任関係というのはあくまでも委任、受任者の間において執り行われるものでありまして、それを必ずしも公開する必要性はないというふ

うに考えております。

次に7ページに移りまして、今申し上げた考え方の違いにつきましてまとめてみました。まず、制度主義という点から申し上げまして、委任状ないしは両者公印入り委任状という、ちょっと協会のほうではどういうフォーマットなのかよく理解できないのですけれども、それを示さないと協議に入らないという主張をされております。我々の立場というのは、接続制度というのは、約款ですとか制度ベースで手続に則って行われるべきで、その定められていない手続を要請される筋合いはないというように思っております。事前調査申込の中にも、約款にも、さらに制度の中にも、このような開示義務の手続は存在しないというふうに認識しております。そういう意味で、今回のこの件はNTT東日本の裁量に当たるわけですが、NTT東日本様との裁量というのは、接続制度の趣旨から考えると最低限とされる必要があると思っております。

次に、委任の証明ですが、まずNTT東日本様は両者の公印入り委任状という特定のプロセスを規定して、それを結びなさいと。結んだ上で開示しなさいというふうに要求されていると思っておりますけれども、このような手続というのは存在しないので、そもそもそれが何であるかというのは協会では分からないというのが現状です。

次に、そもそもこの委任の内容というのは伝達する義務はないのですけれども、この委任の事実、まず制度上の正式書面であります事前調査申込書の中に明確に記載して、NTT東日本には伝達しておりますので、NTT東日本でその内容を聞いていないということはないと思っております。

3番目、相互主義ですが、今回の件におきましては、NTT東日本の委託状況の開示は行わず、接続事業者のみの開示を求めているという状況ではありますが、我々の解釈としましては、そもそも接続事業者側の委託の有無ですとか契約内容の開示というのは、接続協議の運用に特に必要ないと思っております。もしどうしても必要ということであれば、それは同等に両者がやるべきでありまして、事前調査申込から最終的に接続協議、さらに約款という過程におきまして、両者の受託・委託関係を全て開示した上で議論を進めるべきだと思っております。ただ、先ほどの風通しというような話もありましたけれども、できればそのような形は避けて、お互いに相手を信用して真摯な対応で議論、協議を進めるというのが望ましいと思っております。

最後にNDAの範囲ですが、ISPのほう自身が作成した協議開始依頼ですね、つまり事前調査申込書というISP側が出した文書も、NTT東日本のほうはNDAの範

困だと主張されていますけれども、そもそも出した側が自由に自分のドキュメントを扱えないというのは問題あるのではないかと考えております。これを認めると、ISPのほうでNTT東日本と関係ないところで作成した文書に対しても、NTT東日本が機密と指定すれば開示できないということになりますので、これは今回の事前調査申込以外でも、さまざまな活動におきまして非常に大きな障害になるのではないかと考えております。よって、接続制度の公平性担保のためには、NDAの範囲というのは最低限であるべきだと思っております。また、事前調査申込そのものは機密に当たらないと考えておりまして、NTT東日本・西日本の制約を受けるということはないと思っております。

最後に、この接続約款の47条以外に、どのようなNDAが存在するかにつきましては、協会は委任を受けているだけです。個別に見るわけにはいきませんので、そのNDAについては確認が必要ではないかというふうに考えております。

次、8ページに移りまして、先ほど申し上げましたように、約款等に規定はない「委託書面」を示さないという主張をされているところですが、我々としては、委任の証明というのは不要であると考えておりますし、さらに事前調査申込書の中に記載しておりますし、こちらの研究会でも発表しており、特に必要はないというふうに考えております。つきましては、まずはNTT東日本が今回の件の対象性を考えますと、グループ会社に接続業務を委託している件というのを確認していただいて、まず対象性が必要だった場合に、どのような範囲の開示が必要であるかというのをご確認いただきたいと考えております。

次に、NTT東日本のほうで日常的に業務委託をされているというのを認識しているところですが、ISP側にのみ契約確認を求めるとするのは均衡がとれないというように考えております。

3番目ですが、もし委託関係の開示が必要だということになれば、先ほど総務省のほうにも確認いただいた内容に従って、NTT東日本にもぜひとも開示をいただきたいと考えております。

4番目ですが、開示基準としては、まず全体的に業務委託の内容ですとか接続情報がどこまで共有されているか等、利用部門、管理部門も含めて全て整理されるべきだというように考えておりまして、その上でさらに受託・委託関係の開示について、双方必要かどうかということも議論する必要があると思っております。

9ページにその内容をまとめてみましたけれども、現状はISP側も委託、さらに再委

託をしており、NTT東日本のほうも再委託をしている状況ですけれども、もし開示するのであれば全て開示すべきだというように考えておりますし、そのためには基準をつくる必要があるのではないかとこのように思っております。

次に10ページですけれども、我々としては今回、約款の中にあります47条の守秘義務のところを拡大引用されているのではないかとこのように考えておまして、抜粋をこちらに示しているのですけれども、「当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします」云々とあり、この中の「接続にあたり」というところが拡大解釈されているのではないかと考えておまして、事実上、今の事前調査申込をされている事業者は、すでにNTT東日本との間で接続を行っておりますので、そうすると、その接続に関係する全てのことというのはNDAの対象になるというふうに解釈されているのではないかと考えております。ただ我々としましては、例えば接続協議を開始するための文書等、少なくともこの範囲にはまらないものもあるというふうに思っております。

あと次に、NTT東日本からいろいろとさらに別途回答があるようですけれども、現実には、まず我々としてはこの47条が非常に大きな障害だということで、まず委任を受けたものの、ISPのほうから事前調査申込書の開示を受けるのをかなり長い間躊躇しておまして、最近になってからも、リスクはとるのであとはよろしくと言われたというところで見せていただいたところですが、こういう点で、相当な萎縮効果というのが出ておまして、なかなかスムーズに協議ができないという状況になっております。

11ページに全体的な、もう一度まとめさせていただいたのですけれども、まず、委任というのはビジネス上で一般的に行われる行為であるというように考えておりますけれども、委任者が受任者の行為について責任を負うのが一般的で、通常、他社から委任関係の証明を迫られるというような干渉を受けるものではないと考えております。今回の委任につきましても、委任状の開示までは通常不要だと考えておりますし、さらに両者公印入り委任状という特定のプロセスを強要されるというような筋合いはないと思っております。

次に、NTT東日本・西日本の接続約款第47条に、この委任を制約するという特定の記載はありませんので、この点は明確にさせていただいて、不要であるということと決めていただきたいと思っております。

3番目ですが、ISP側としましては、接続の実現性の確認を求める事前調査申込書に

において、委任の事実を明確にして接続協議を進めているつもりですけれども、その内容につきまして、認められないということであるとなると、少なくともこちら側としてはこれ以上できることは何もないというのが現状です。

NDAに関しましては、前回の研究会以前も含めましていろいろと課題があると考えておりますが、一番大きな課題は、今回、網終端装置の上限の緩和も含めて、多くのISPと話し合いを続けてきているわけですけれども、各ISPは、NDAですとか光コラボにおきまして、NTT東日本・西日本の報復に非常に大きな懸念を持っておりまして、情報の提供もかなり渋っておりますし、提供された場合でも、十分な議論をしたり、さらにその情報をベースに研究会で発表することに対しましては非常に大きな懸念を持っていらっしゃるというのが現状です。そもそもこういうことにつきまして、NTT東日本とどういう協議をしているかということにつきましても、協会に対しても報告できないというのが現状です。

このように、NTT東日本としては多くの議論をNDAの配下にしまして、横に展開するというのを防いで、接続事業者とインカンパントとの間の交渉力の差を維持しようとしているというふうに感じております。このNDAというのはオープンな議論を妨げて、接続推進をしていくという防護壁になっているのではないかと感じております。

3番目ですが、NTEの個別提供事案も、このNDAの弊害の1つであると思っております。NDAが原因で、研究会や総務省に対する説明が制限されている現状ですけれども、この接続制度に基づくNDAによって、議論に支障があるというような状況は根幹の問題だと考えておりまして、接続制度の妨げになるのではないかと。ゆくゆくは接続制度そのものの衰退を招く危険性があるのではないかと感じておりまして、早急に改善が必要だと思っております。

接続約款47条に守秘義務規定というのはあるのですが、これ以外にもさまざまなNDAの締結が行われるのではないかと。去年はJAIPAとNTT東日本・西日本の間で網終端装置に係るNDAを結ばせていただいて、何度も修正をかけたところですが、そのようなさまざまなNDAがあるかどうかにつきまして、総務省においてご確認をいただきたいと考えております。

最後の点ですが、NTT東日本としては、接続協議を行うのは接続事業者という規定をされておりますけれども、現状は交渉上の優位性の差ですとか、接続円滑化の観点からは、やはりJAIPAのような事業者団体によっても団体交渉が可能となるような制度が必要

ではないかと思っております。また、政府だけでなく、研究会ですとかJ A I P A等に対する情報開示というの円滑な制度議論のために必要ではないかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、次に、NTT東日本相互接続推進部長の真下様よりお願いいたします。

**【NTT東日本】** NTT東日本の真下でございます。私どもにて回答を用意させていただいたところからお答えさせていただきたいと思っております。

関口構成員からご質問いただきましたご質問への回答となります。構成員限りにさせていただいているのは、きちんと事実を書いたほうがよいと思って書いているためとなります。ただ、全部真っ赤で見えないと差し支えもあると思っておりますので、口頭では差し支えない範囲で、特定されない情報を、今日この場でお話ししようと思っております。ご質問の内容は、J A I P A殿の資料によると、私どもが協議を拒否しているというような記述があった点について、私から拒否してないと、この場で申し上げさせていただきましたが、代理者を通じた協議をスムーズに進めるために、どのような手順を踏むのかについて答えてほしいということと、委任者、受任者両方の公印が本当に必要かということとなります。

回答になりますが、1枚目に書いてございますが、J A I P A殿から提出された資料の記述内容については、私どもの事実認識と違っているところがあるのかなと思っており、私どもの認識を書かせていただいております。前回研究会の場で、2社から事前調査申込をいただいたという内容があり、それについてJ A I P A殿に委託しますということが書いてあったと思いますが、こちらについては、第三者でいらっしゃるの、私どもとしてはやはりペーパーで、きちんと持っておきたいという考えでございます。そういう意味で、委託内容等について確認できる書面をいただきたいと申し上げたということをお伝えしました。

その後もお願いしているのですが、なかなかご回答いただけない。どうしたものかなと思っておりましたが、いかんせん手続の話もありますが、接続をされたいという2つの事業者に対し、そのために検討が滞っては大変と思っておりました。そのため、こういった営みとは別に並行して、接続約款12条の事前調査申込の手続の回答などはきちんと1か月以内に回答し、詳細の金額については、4か月以内でお返しさせていただいております。ですので、時計は全く止まっておりません。

そういうことをやっていくということは、きちんとこの場でお話しさせていただいたと

思っております、基本的に接続を止めてしまっは大変なことになると思うので、きちんと進めさせていただいているということを申し上げたいと思います。また、どうしてもJAIPA殿が委託をされて、協議されることも、こういった場でもできる限りのお話をさせていただいていますから、最終的に、例えば契約でこれを開発しますみたいなことになったときには、見積書みたいなものを私どもが出すようにということになるかと思っております。見積書出すのに、やっぱりお出しするときに金額も載ることから、きちんと手続もとりたいと考えますし、最終的には要望事業者様との料金の支払いも発生するので、検討している分にはよいのですけれども、やはり料金のお支払いが生じる内容について対応いただくときには、正規に書面を提示いただきたいなと思っているということをお伝えしたいと思います。

2枚目のほうに進みまして、委任者受任者双方の公印が必要かということについては、本当は私どももいただきたい、あつたほうが安全だと思っていたのですが、前回の議論も踏まえまして、双方の押印がなくても、委任者の印鑑がいただければよいのかなということをお返事しようと思っていたところでございます。そういった意味で、決して無茶なことを言っている認識はなかったのですが、このような形になっているのは残念でなく、高橋先生からも厳しいお言葉をいただいて、改めていろいろと考えさせていただきました。1つだけ申し上げたいのは、前回2月6日の研究会で、小畑様がこの案件をおやりになると言ったのでぜひ、その数日後ですかね、2月下旬にでもぜひまた日程調整してこういった話をさせていただきたいというお話をさせていただいたのですが、多分JAIPA殿もお忙しいのだと思います。そこで1回流れてしまい、それっきりになってしまっている状況です。

しかも今日、NDAの話について初めてお聞きすることが多くて、この間も申しました、NDAってもともとお互い腹を割って話をするのにこういう約束をしたほうがよいねという、そういうものだったような気がしているのですけれども、そこも含めてNDAをどうすべきかという議論も少しさせていただいたりだとか、この場でいきなりちょっとご異議いただくには忍びないというか、全くこの辺の議論をさせていただいていないので、まずはJAIPA殿とその辺も協議させていただきながらやったほうがよいのかなという、感想がございます。今日、小畑様から伺った話は、一部聞いていた話もあったのかもしれませんが、ここまでの話は初めてお聞きしたので、改めてそういった場をつくらせていただければよいのかなと思っているので、先生への回答と合わせて、現時点での考え方を述べ

させていただきました。以上になります。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方のご整理につきまして、構成員の皆様からご質問等をお受けしたいと思います。ございませんでしょうか。それでは、関口構成員。

**【関口構成員】** J A I P AとNTT東日本、私の質問にお答えいただきありがとうございます。解決にお役に立てるかと思ったのですけれども、なかなか進歩がなかったようですが、気持ちとして、J A I P Aの主張の一番最後の、団体交渉を可能にするというのは、交渉力があまり強くない会員企業の代弁をしたいという気持ちはよく分かるので、こういう制度が成り立ったらよいのかなという気はするのですが、それにつけても、あくまでも接続交渉である限りは、最終接続契約の締結者というのはJ A I P Aではないだろうと思います。ですから、もし団体交渉をするならば、会員企業から全権委任をちゃんと受ける、しかも接続交渉の交渉役までをJ A I P Aが行って、資金の支払責任もJ A I P Aが持つなど、そういうところまでちゃんと詰めないで議論としては進まないと思います。

会員企業を擁している協会として見たときに、その会員企業の代理として交渉相手にどこまでの権限を持っているかが伝わっているのかということ、どうもその点の、そもそもの委任の内容の範囲が明確に、正確には伝わらなかったというきらいがあると思うし、もしここが改まるとしたら、今申し上げたように、団体交渉みたいなことを実現するためには、接続契約書の締結者は誰になるのかというところの議論を詰めていかなきゃいけない。ですから、ぜひこういった機会を建設的に将来につなげるためにも、そういった前向きな方向での検討を両者にぜひお願いできればと思っています。ありがとうございました。

**【辻座長】** ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご質問等がおありになるオブザーバーの方、ございましたらお願いしたいと思います。それでは、J A I P Aの小畑様、お願いします。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** 3点ありますけれども、誤解のないようにお願いしたいと思って。まず1点目ですけれども、現実的には今、NTT東日本とJ A I P Aの間ではコミュニケーションができていない状況です。ですから、時計は進んでいるというふうにおっしゃっていますけれども、それは接続事業者との間に若干のやりとりがあるみたいですが、J A I P Aとの間では何らコミュニケーションはできていないというのが現実です。

2番目ですけれども、今回の件につきましては、私、常務理事としてやっていますし、

個社を代表しているわけでもありません。そもそも弊社は接続事業者ではありませんので、個社の利益を追求するという立場には全くありません。JAIPAの中には業務執行理事という制度がありまして、全部理事会にかけるとなると、年に数回しか開かれない理事会を2週間おきぐらいに開かないといけないので、重要な案件につきましては業務執行理事を指名して回していきます。また、運営委員会という仕組みがありまして、会員ISPにあまねく関わるようなときに、理事ないしは理事が指名する者において月1回ないしは月1、2回程度会って、重要な案件を進めているという状況でして、少なくとも今回の件につきましては、重要な決定事項は全て理事会を通してありますし、細かいオペレーションにつきましても毎月の運営委員会で報告したり議論したりしているという状況でして、私としましては、あまねく会員の意見を拾って進めているつもりです。これ以上になると、本当に選挙しろとか投票しろみたいな話になりますので、それではとても細かい交渉は進められませんので、ある程度は一任をいただいて、会員に対してはフィードバックをしながら、さらに議論しながら進めていくというプロセスを進めているつもりです。

3番目に、これは去年のNDAのときにも大きな課題になって難しかったのですがけれども、少なくとも会員間で相互に議論できるというのが必要だと思っていて、個社でNDAを結びますと、当然会員の間で一切議論ができません。そういう意味で、今回の件というのは確かにJAIPAという形で見えてますけれども、実際JAIPA会員全体で議論しながら進めていっていると、それを協会というある程度の枠組みというのはありますので、何でもかんでも自由にできませんので、協会の持っているルール範囲下でやっているということで、まさに今、先生おっしゃっていただいたように、いろんなISPから意見を募って総合的にまとめていくということ、今は協会のルール範囲下でやっているというつもりです。

ですので、そういう形での団体交渉というのもあったらいいのではないかと、つまり、協会がやっている制度の下のもと、NTT東日本・西日本の持っている個別企業としてのいろいろな制約及び総務省の研究会と、それぞれうまくまたがって自由な議論ができて、最終的によりよいインフラが構築されていくということが最も望ましいと思っておりますし、そのために全く新しい組織を作ったりということは課題がいろいろありますので、やはりどうしても今ある組織を使いながらやっていくというのが適切ではないかと思っております。

【辻座長】 それでは、関口構成員。

【関口構成員】 今、小畑様からご説明いただいたことで、1つヒントが得られたと思っています。ほかの協会もそういうことがあり得る可能性はあるかもしれませんが、例えば今回、JAIPAの中でそういった団体交渉が実現するとして、例えば包括的なNDAをJAIPAとNTT東日本がお結びになると、JAIPAの会員の中は全部オープンになるけれども、全企業縛りますよといったときに、JAIPAの中でその情報が全部オープンになって、どの会員企業もハッピーになるのでしょうか。

もしかしたら、そこについて特段の、ここだけはうちの会社の漏らしてほしくない情報があるということがあると、先に進めなくなっちゃうというのがあるのだと思います。もしそういったJAIPAとNTT東日本との間の、今までは接続交渉というのは一対一、一社対一社の契約だったけれども、一社対グループ代表としてのJAIPAみたいな交渉、NDAを結ぶということが可能になって、全会員を縛るといようなことが可能なのでしょうか。もしそれができれば、一步前進という可能性が出てくるかもしれないと思いました。

【辻座長】 それでは、小畑様。

【日本インターネットプロバイダー協会】 まさにそれは去年1年間積み上げて、NTT東日本・西日本との間でずっと交渉してきたと、全く同じことなのですけれども、PPPoEの網終端装置の接続上限につきまして、去年1年いろいろな形で交渉させていただいたのですが、最初は交渉当事者のみでNDAを結ぶということをやりはじめたのですが、そうすると、会員の意見を聞こうにも意見が聞けないということで、いろんな議論を得た末に、全会員をNDAの中に入れるということで解決した経緯があります。ただ、生憎そのNDAにつきましては3月31日で失効しまして、その失効した最大の理由は、例えば理事会の議事録とかに載せて公開することができない、すなわち会議の存在そのものの公開を否定するということでした。協会といたしまして、自分たちは協会活動を行っているのに、それを誰にも言えないというのは、協会としてはさすがに自分たちの存立の意義を問うような形になりますので、その1点がどうしても外せなくて、最終的には3月31日で一旦終了したということですが、それ以外の全会員をNDAに入れて自由な議論を進めるという点では、去年NTT東日本・西日本との間でもうまく回っておりましたので、まさにおっしゃるような形での運用というのは望ましいのではないかと思います。

【関口構成員】 その再契約をして、その方式でお続けになるとハッピーになる、この

プロブレムが解決するというのと理解してよろしいでしょうか。今、途中でおっしゃっていた、会議の議事録をオープンにできないからやめてしまったというコメントがちょっと引かかるのですけれども。

【日本インターネットプロバイダー協会】 正確に申し上げますと、会議の「存在」をオープンにできないという点でして、理事会としましては、当然協会活動というのを毎年広く報告しているわけですが、その中にNTT東日本・西日本との協議があったということを書けないということで、個別にNTT東日本・西日本の許可を得れば書いてもよいですよとなったのですけれども、一々理事会の手続を全てNTT東日本・西日本にお伺いを立てないとできないというような運用というのは協会としてできませんので、最終的に失効させたというところです。

【関口構成員】 でも、すみません、よいですか。そこは協会の中で、どういうレベルの情報を議事録として残すかということをお決めになればよいわけで、何かそれは身内の事情を他人に押しつけているみたいな、やや無理に押しつけているみたいな印象を受けてしまいます。

【日本インターネットプロバイダー協会】 すみません、我々が決めても、NTT東日本・西日本の許可がないと残せないということですので。

【関口構成員】 だけど、それは交渉上の問題としてどうにかできなかったのですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 いや、交渉はしました。

【関口構成員】 だから、NDAの内容として、情報開示をされては困るということについてはお互いがそれを遵守するしかないんじゃないですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ですから、この件については1年間交渉して、どうしてもだめだと言われたので、もう我々としては交渉の余地はないというふうに考えておりますし、もし関口構成員のご意見に従ってNTT東日本・西日本が譲歩していたらただけなのであれば、何の問題もなくNDAを結べるのではないかと考えております。

【関口構成員】 いや、そこはNTT東日本・西日本に譲歩させる内容なのかどうかよく分からないですね。

【辻座長】 ちょっと個別の内容に入り過ぎて前へ行かないので、では、事務局、何かご意見ございますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 確かに個別の話ですが、会議の存在自体も秘密になるということをめぐっての協議の条件については、年末のこの研究会で状況をお調

べしたものを私からご報告をしました。確かにそこは課題になっていたのも事実で、最終的にNDAはなくなったというのも事実ですけれども、その前に一応、会議の存在自体も守秘義務というところを何とかできないかという若干の提案とかはされていたようなので、全く目がないということではなかったのかなと思ったのです。そこはいろいろ双方ご意見があるということかなと思います。

**【辻座長】** ありがとうございます。まだここで結論を出すわけではないので、また当事者間でよくご相談していただいて、その結果をまたこちらに出していただければと思います。申し訳ないですけれども、時間が押しておりますので、ここでそういうふうにさせていただきます。

それでは、これをもちまして公開の議事は全て終了させていただきました。いつものように本日のヒアリングについて、構成員の皆様から追加的にご質問がございましたら、事務局にて取りまとめますので、4月12日までにメール等で事務局にお知らせいただければありがたいと思います。

それでは、最後に、次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** 公開議事はここまでということで、ありがとうございました。

次回の会合ですけれども、4月24日の水曜日の17時からということで、今のところ考えております。詳細については、別途ご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページでもご案内いたします。以上です。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。これから非公開議事に移行いたします。オブザーバー・傍聴席の退室がございましたので、今しばらくそのままお待ちください。それでは、残られるNTT東日本・西日本はそのままをお願いいたします。

(以後、非公開議事)